

資料番号	1
------	---

令和6年5月20日
課名 危機管理監危機管理課
担当者 課長 松岡
内線 2783

広島県地域防災計画の修正案について

1 要旨・目的

災害対策基本法に基づき、各防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定める「広島県地域防災計画」について、所要の修正を行う。

2 現状・背景

広島県地域防災計画は昭和38年6月に策定以降、関係法令の改正や防災施策の情勢変化に応じて、毎年度修正を行っている。

3 修正案の概要

(1) 計画期間

—

(2) 修正に当たっての考え方

最近の防災施策等を踏まえ、防災関係機関の果たすべき役割の追加など、全16項目の修正を行う。

(3) 主な修正箇所

ア 要配慮者に対する避難支援体制の整備（別紙①）

市町における避難行動要支援者名簿の定期更新や個別避難計画の策定が進むよう、計画策定ガイドラインの作成・提供や福祉専門職向け研修の開催、先進市町における取組事例の共有等に取り組む。

イ 市町における災害ボランティアセンターについて（別紙③）

災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町は、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

ウ 市町における被災者支援の仕組みの整備（別紙⑥）

市町は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市町が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

エ 災害廃棄物処理計画における記載事項（別紙⑮）

県及び市町は、災害廃棄物処理における近隣の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項などを、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(4) 根拠法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項

4 スケジュール

令和6年5月30日（木）10:00～11:00に令和6年度広島県防災会議をオンライン開催し、広島県地域防災計画の修正案を審議する。

5 その他（関連情報等）

現在、広島県や国が能登半島地震に係る課題等の検証を行っており、これによる修正内容については、別途、広島県地域防災計画へ反映させる。

広島県地域防災計画の修正内容(案)

概要	内容	修正箇所
① 要配慮者に対する避難支援体制の整備	市町における避難行動要支援者名簿の定期更新や個別避難計画の策定が進むよう、計画策定ガイドラインの作成・提供や福祉専門職向け研修の開催、先進市町における取組事例の共有等に取り組む。	第2章 第3節
② 所有者不明土地の防災対策活用	県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫の整備等を推進するものとする。	第2章 第4節
③ 市町における災害ボランティアセンターについて	災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町は、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市町社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	第2章 第5節
④ 大規模災害の教訓や災害文化	県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	第2章 第5節
⑤ 防災情報の共有化	国、指定公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及びSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク:Shared Information Platform for Disaster Management))に集約できるよう努める。	第2章 第7節
⑥ 市町における被災者支援の仕組みの整備	市町は、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、これに対して協力や支援等に努めるものとする。	第2章 第7節
⑦ 要配慮者支援における多様な情報伝達手段の確保	市町は、要配慮者及び福祉避難所として利用が想定される施設の管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。	第2章 第7節の2

概要	内容	修正箇所
⑧ デジタル技術の活用	市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化及び情報管理等において、デジタル技術の活用を積極的に検討するものとする。	第2章 第8節
⑨ 基準の修正	大雨注意報基準、洪水注意報基準、大雨警報基準、洪水警報基準の修正。	第3章の1 第2節 第3章の2 第2節
⑩ 航空情報(ノータム)の発行	航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。	第3章の1 第4節 第3章の2 第4節
⑪ 緊急輸送等に関する手続き	令和5年9月の災害対策基本法施行令の一部改正において、緊急輸送に関する様式等が変更されたことに伴う修正。	第3章の1 第7節 第3章の2 第7節
⑫ 地域全体での支援	市町及び各避難所の運営者は、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節
⑬ 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理について	緊急修理の対象となる者や実施期間等を記載。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節
⑭ 連携体制の確保	国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。	第3章の1 第8節 第3章の2 第8節

概要	内容	修正箇所
⑮ 災害廃棄物処理計画における記載事項	県及び市町は、災害廃棄物処理における近隣の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項などを、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。	第3章の1 第11節 第3章の2 第11節
⑯ 中間支援組織の役割	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。	第3章の1 第12節 第3章の2 第12節